避難確保計画作成Q＆A

水防法等について

Q：要配慮者利用施設とは？
A：福祉施設・学校・医療施設などの、防災上の配慮（避難に時間がかかるなど）を要する人が利用する施設です。

Q：なぜ避難確保計画を作成しなければならないのか？
A：平成29年6月19日付けで水防法及び土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設は作成を義務付けられたためです。

Q：一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、どのように作成すればよいか
A：基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等が必要であると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行う事や、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。

Q：避難訓練を実施した旨を市町村に報告する必要はあるのか？
A：訓練の実施は先に義務付けされており、令和3年7月15日に水防法及び土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設が避難確保計画に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村長に報告することが加えて義務化されました。

Q：避難確保計画を作成しない施設への「指示」及び「公表」はどのように行うのか？
A：期限を定めて避難確保計画を作成することを求める「指示」を行い、さらに「指示」の後に一定期間経過後も同計画を作成しない施設についてはその施設名をホームページ等で公表する可能性があります。